

秦野市部設置条例等の一部を改正することについて

秦野市部設置条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年11月26日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

行政課題に的確に対応できる、より効率的かつ効果的な執行体制の構築及び公共下水道事業への地方公営企業法適用に伴い、設置する部等、事務分掌及び企業職員の定数を改めるため、改正するものであります。

秦野市部設置条例等の一部を改正する条例

(秦野市部設置条例の一部改正)

第1条 秦野市部設置条例(昭和40年秦野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市部等設置条例

第1条の見出しを「(部等の設置)」に改め、同条の表以外の部分中「次の部」を「次の部等」に改め、同条の表中「市長室」を「市長公室」に、「くらし安心部」を「市民部」に改め、下水道部の項を削る。

第2条中「各部の事務分掌」を「各部等の事務分掌」に改め、同条市長室の項及びくらし安心部の項を次のように改める。

市長公室

- (1) 秘書、ほう賞及び表彰に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (4) 防災、防犯その他安全に関すること。

市民部

- (1) 市民活動、市民の自治、都市交流及び文化行政の総括に関すること。
- (2) 戸籍、住民登録その他住民異動に関すること。
- (3) 市民相談及び人権に関すること。
- (4) スポーツ(学校における体育に関することを除く。)の推進に関すること。
- (5) カルチャーパークに関すること。

第2条子ども健康部の項第4号を削り、同条建設部の項第1号中「公園」を「河川、水路」に改め、同条下水道部の項を削る。

(秦野市職員定数条例の一部改正)

第2条 秦野市職員定数条例(昭和30年秦野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加える。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「719人」を「683人」

に改め、同表水道事業の企業の職員の項を次のように改める。

水道事業及び公共下水道事業の企業職員	90人
--------------------	-----

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業の企業の職員」を「水道事業及び公共下水道事業の企業職員」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。